

分収割合変更のお願いについて

当社が設立以来取り組んでまいりました分収造林事業を取り巻く環境は、木材価格が昭和55年をピークに下落に転じる一方で、森林整備にかかる労務費等は上昇しているため、当社の長期収支見込みは大幅に悪化しています。

このため当社としては、人件費や事務費など管理費を削減し、借入金については低利な融資への借り換えを行い可能な限り債務の抑制に努め、一方では、国・県による助成制度を最大限活用し、木材生産体制を整備して収益の確保にも取り組んでまいりました。

しかしながら、これら経営改善の取り組みのみでは、長期収支見込みの大幅な改善までには到っていません。

よって、今後も分収造林地の適正な管理を継続していくためには、長期収支見込みを改善する抜本的な対策が必要であり、そのためには契約者の皆様に対し、「分収割合の変更」をお願いせざるを得ないとの判断に到りました。

契約者の皆様には、「契約期間の延長（100年契約）」への変更契約に関してもご理解をいただいているところですが、今回度重なるお願いをさせていただくこととなり誠に恐縮するしだいであります。

今後、まずは以下のとおり分収割合の変更に関する説明会を開催し、十分にご理解を得たうえで、契約変更の手続きを進めさせていただきたいと存じます。

説明会の詳しいご案内については、別途お知らせいたしますので、ご多忙とは存じますがご参加くださいますようお願い申し上げます。

説明会スケジュール

9月下旬～10月上旬	説明会の開催案内を郵送でお知らせします。
10月下旬	会場 岐阜地区、西濃地区、揖斐地区、 本巣地区、中濃地区、郡上地区
11月中旬	会場 可茂地区、下呂地区
11月中旬～12月上旬	会場 高山地区、飛騨地区

分収割合の変更（案）

区分	岐阜県森林公社	土地所有者
現行	60%（70%）	40%（30%）
変更後	80%	20%

※表中の（ ）の率は、平成12年度以降の分収造林契約における分収割合